

2011年11月22日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家外貨管理局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第200号)

国家外貨管理局、 資本金元転・対外債務に係る規制を強化 ～短期対外債務のロールオーバーに係る管理を強化～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は2011年11月9日付で、『一部の資本項目外貨業務管理のさらなる明確化および規範化に関する問題についての通達』(匯発[2011]45号、以下、『45号通達』という)を公布し、即日施行しました。『45号通達』は外商投資企業の外貨資本金元転および対外債務管理に対する強化を図ったもの。資本金元転については、元転後の人民元資金の使途につき、委託貸付や各種保証金、国内企業の持分投資、自社用以外の国内不動産購入に係る費用への使用(外商投資不動産企業を除く)を禁止する旨、再度、明確にしました。また短期対外債務について、延滞や期間延長(ロールオーバー)が発生して対外債務期間が1年を超えた場合、発生額に基づき限度額を管理すると言及。以前は一部地域を除き、外商投資企業が1年以内の短期対外債務を借り入れた後にロールオーバーを行う際は、原則として残高管理が適用され、対外債務返済後は対外債務登記枠の消し込みが可能でしたが、『45号通達』施行後は、外商投資企業が短期対外債務のロールオーバーを行い、対外債務期間が1年を超えた場合、中長期対外債務と同様の発生額ベースの管理が実施され、完済後も対外債務登記枠の再利用が不可能となるため、留意が必要です。

上述のほか、『45号通達』では土地所有権の競売に係る保証金専用口座に対する管理などについても規範化を行っています。

『45号通達』のポイントにつきましては、以下をご参照ください。

□ 短期対外債務の延滞・ロールオーバーに対する規制強化

外貨管理上、外商投資企業の対外債務につき、1年以下の短期対外債務については残高管理が実施されており、債務返済後は対外債務登記枠の消し込みが可能である一方、1年を超える中長期の対外債務については発生額ベースの登記手続が必要で、債務完済後も対外債務登記枠の再利用は不可能であると規定されています(『対外債務管理暫定弁法』など参照)。

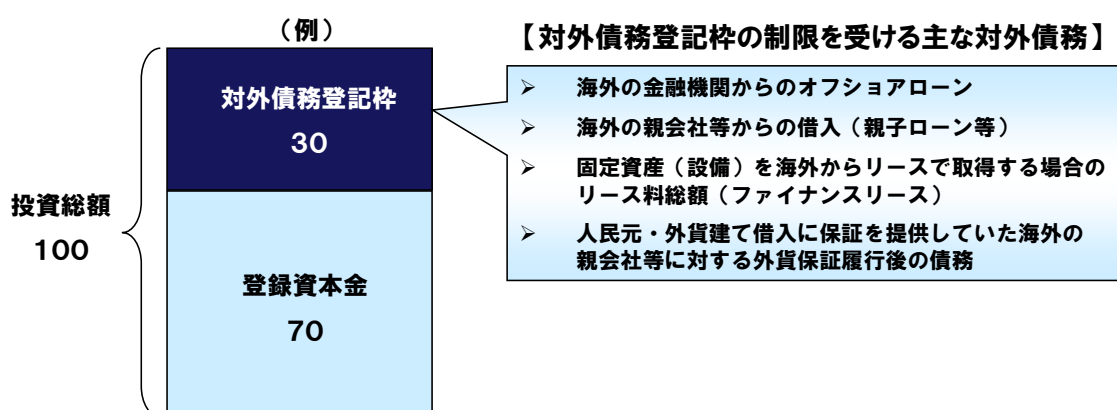
この度公布された『45号通達』第2条第2項では、上述の短期対外債務につき、「外商投資企業に係る短期対外債務の借入において延滞および期間延長が発生し、かつ実際の借入期限(当該対外債務の初回引出日から現在の期日または新たに約定した満期日)が1年を超える場合、発生額に基づき当該対外債務を外商投資

企業の対外借入限度額のコントロールに組み入れる」と規定。この措置に伴い、外商投資企業が短期対外債務の延滞またはロールオーバーを行い、対外債務の借入期間が1年を超えた場合、中長期対外債務と同様の発生額ベースの管理が実施され、完済後も対外債務登記枠の再利用が不可能となるため留意が必要です。

【図表1】 短期・中長期対外債務に係る管理方式

対外債務	管理方式	登記枠の再利用可否
1年以内の 短期対外債務	残高管理	完済後に対外債務登記枠の 消し込み可能
1年超の 中長期対外債務	累計発生額管理	完済後も対外債務登記枠の 再利用は不可

ただし短期対外債務が延滞またはロールオーバーにより借入期間が1年を超えた場合、中長期対外債務と同様の発生額ベースの管理を実施、完済後も対外債務登記枠の再利用が不可能に！



さらに『45号通達』では「外商投資企業による対外債務の借入において延滞が発生し、かつ対外債務変更登記手続を行わなかった場合、外貨管理局は当該企業による新規対外債務の登記申請を暫時、停止する」と規定。延滞が発生した場合に変更手続を行わないなど、規定に違反した行為があった場合、新規の対外債務借入が停止される恐れがあるため、注意を払う必要があります。

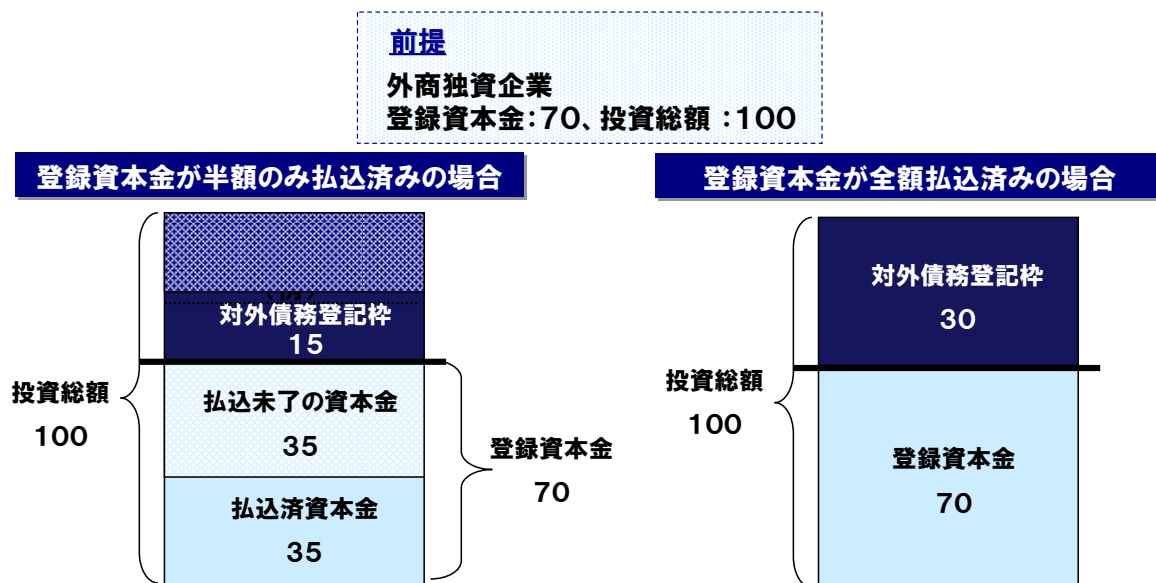
□ 外商投資企業の外国側投資家の登録資本金が払込未了の場合における対外債務登記枠管理

外商投資企業が親子ローンやオフショアローンなどの対外債務を借り入れる場合、その対外債務登記枠は投資総額と登録資本金の差額（いわゆる「投注差」）の範囲内に収める必要があります（投資性公司およびリース会社などを除く）。この度公布された『45号通達』第2条第1項では、外商投資企業の対外債務登記枠につき、「外商投資企業が対外借入を行う場合、その外国側株主の出資金は期日に基づき満額が払い込まれていなければならない、その実際の対外借入可能限度額は、政策の規定に基づいた借入限度額に、外国側株主の出資払込比率を乗じて計算する」と規定。この措置により、外商投資企業の外国側投資家による登録資本金の払込が未了の場合、以下の計算式に基づき、外商投資企業の対外債務登記枠を算出することになります（具体例は図表2参照）。

$$\text{対外債務登記枠} = (\text{投資総額} - \text{登録資本金}) \times (\text{外国側投資家の払込済資本金} \div \text{外国側投資家の登録資本金})$$

（投資性公司、リース会社などは別途規定あり）

【図表2】『45号通達』施行後の対外債務登記枠の算出方法(例)



※本図表は法律の一般的理解に基づき作成したもので、当局の認可状況とは異なる可能性もございます。
 実際の運用につきましては、所在地の外貨管理局に確認されることをお勧めいたします。

□ 資本金元転に係る禁止事項を明確化

国家外貨管理局は2008年8月、『外商投資企業の外貨資本金の支払元転管理に係る業務オペレーションの問題を改善することについての通達』(匯綜発[2008]142号、以下、『142号通達』という)を公布し、資本金のルートをつけた投機資金の流入を抑制するため、外商投資企業の外貨資本金に係る元転、使用に対する管理強化を図りました。さらに今年に入り、『外商投資企業の外貨資本金の支払元転管理に係る業務オペレーションの問題を改善することについての補充通達』(匯綜発[2011]88号、以下、『88号通達』という)を公布し、資本金元転手続時に、手元準備金名義の元転を除き、前回の資本金元転に係るインボイスなどの関連証憑原本、および税務部門が発行するインボイスの真実性を証明する書類の提出を義務付けたほか、手元準備金(中国語の「**备用金**」)名義の資本金元転額を月に10万米ドル相当額以内に制限するなど、資本金元転の真実性、コンプライアンス性に対する審査強化を図りました¹(資本金元転時に必要な書類は次頁の図表3参照)。

この度公布された『45号通達』では、資本金元転後の人民元資金の使途に係る禁止事項として、新たに①国内持分投資、②非不動産類外商投資企業による非自社用不動産の購入に係る関連費用の支払、③委託貸付の実行・企業間貸借金(第三者の立替金を含む)の返済・第三者に転貸した銀行借入金の返済、④各種保証金の支払などの使途を挙げ、これまで地方レベルの規定で禁止されていた項目につき、全国レベルの規定において改めて当該項目の禁止性について規定し、資本金元転に係る禁止事項の明確化を図っています(資本金元転に係る禁止事項については、次頁の図表4参照)。

¹ 『88号通達』の詳細につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第182号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.182.pdf

【図表3】 資本金元転時に必要な書類

① 外貨登記ICカード
② 元転後の人民元資金支払指図書
③ 会計士事務所が発行した直近の出資払込検査報告（外国側出資状況照会状の回答文書を添付）
④ 銀行が必要とするその他の補充資料
⑤ 元転後の人民元資金に係る使途証明文書
⑥ 前回の元転後の人民元資金に係る対外支払関連証憑および使用状況明細書、企業の公印または財務専用印を押捺したインボイス等の関係証憑のコピー（当該元転が1回限りの場合、また分割して行う元転の最終回である場合、元転後の5営業日以内に上述の資料を銀行宛に提出）
⑦ 前回の資本金元転代わり金支払指図書に基づき対外支払されたことに係るインボイス等の関係証憑の原本
⑧ 元転した企業の公印もしくは財務印章を押捺した税務部門のオンライン・インボイスの真偽確認結果の印刷紙面。オンラインで検査できない場合、税務機関が発行するインボイスの真偽鑑別証明資料に企業公印もしくは財務印章を押捺の上、提出すること

注：5万米ドル相当以下の手元準備金名義の元転の場合、原則として上記⑤～⑧の提出は不要（一部地域を除く）。

（『142号通達』、『88号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表4】 資本金元転に係る禁止事項

- 出資払込検査の完了前に資本金を元転すること。
- 資本金元転後の人民元資金を企業の経営範囲以外において使用すること。
- 資本金元転後の人民元資金を国内企業の持分投資に使用すること（別途規定のある場合を除く）。
- 資本金元転後の人民元資金で自社用以外の国内不動産の購入、およびその関連費用への支払に充当すること（外商投資不動産企業を除く）。
- 1回当たり5万米ドルを超える、または月額10万米ドルを超える手元準備金（「**备用金**」）名義による資本金元転。
- 資本金元転後の人民元資金をまだ使用が完了していない人民元借入金の返済に充当すること。
- 資本金元転後の人民元資金を委託貸付の実行・企業間貸借金（第三者の立替金を含む）の返済・第三者に転貸した銀行借入金の返済に充当すること。
- 資本金元転後の人民元資金を各種保証金の支払に充当すること。

（『142号通達』、『88号通達』、『45号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 資本金元転後の人民元資金を使用済みの人民元借入金の返済に充当する場合

外商投資企業が資本金元転により取得した人民元資金で使用済みの銀行貸付（委託貸付を含む）を返済する場合、『45号通達』では、以下の書類を銀行に提出するように規定しています。

- ✓ もとの貸付契約（または委託貸付契約、以下同）
- ✓ 貸付契約に記載した使途と一致している人民元貸付資金の使用に係るインボイス
- ✓ もとの貸付銀行が発行する貸付実行明細書等の貸付資金の使用が完了していることに係る証明資料 など

□ 資本金元転後の人民元資金を土地払下金の支払に使用する場合

外商投資企業が資本金元転により取得した人民元資金で土地払下金を支払う場合、『45号通達』では、国有建設用地払下契約および相応する非税納付通知書（行政手続費に係る納付通知書）などの資料を提出するように要求しています。ただし既述のように、外商投資不動産企業を除き、資本金元転後の人民元資金を自社用以外の国内不動産の購入、およびその関連費用への支払に充当することは禁止されています。

□ 保証金専用外貨口座に係る管理

上述のように、『45号通達』では、外商投資企業が資本金元転により取得した人民元資金で各種保証金を支払うことを明確に禁止しています(第1条第4項)。そのため、外商投資企業が外貨資本金によって保証金を支払う場合、外貨建ての保証金を受け取る国内の機関または個人(銀行を除く)は、所在地の外貨管理局に対して、「保証金専用外貨口座」の開設を申請することができます。当該口座の受取範囲は「真実の取引背景を有する保証金の預入」、支払範囲は「もとの振替口座への戻入」のみとなっており、当該口座資金の元転は禁止されています。

□ 外国投資家の土地所有権の競売に係る保証金専用口座に対する管理強化

外国投資家が中国国内に外商投資企業を設立する前に、土地所有権の競売に係る外貨建ての保証金を支払う場合、土地払下の所管部門は土地所有権の競売に係る保証金専用外貨口座を開設する必要があります。『45号通達』第3条では、こうした外国投資家による土地所有権の競売に係る保証金専用口座名称を「土地所有権の競売に係る保証金専用外貨口座」に変更。さらに当該口座の受取範囲を「入札募集、競売、公示等の方式により土地所有権を譲渡して受け取る外貨保証金の預入」に、支払範囲を「所在地外貨管理局の認可を受けた、外国投資家がある後に設立した外商投資企業の外貨資本金口座へのもとの通貨による振替入金、もとのルートに従った国外への払出、またはもとの振替払出に係る認可書に基づいた、もとの外商投資企業の外貨資本金口座への払戻」に調整し、土地所有権の競売に係る外貨建て保証金の管理強化を図っています。なお、当該口座資金の元転は禁止されています。

『45号通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および9ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

国家外貨管理局

匯発[2011]45号

『一部の資本項目外貨業務管理のさらなる明確化および規範化に関する問題についての通達』

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深セン・大連・青島・アモイ・寧波市分局：

クロスボーダーの資本流動による金融リスクを防止し、国際収支の基本バランスを促進するため、外貨管理の関連規定に基づき、ここに一部の資本項目外貨業務管理の明確化および規範化に関する問題について、以下のよう

に通知する。

1. 外商投資企業に係る外貨資金の支払・元転管理のさらなる規範化

- (1) 外商投資企業は、外貨資本金元転により取得した人民元資金を国内持分投資に使用してはならない。関連主管部門の承認を受けた持分投資類外商投資企業がその外貨資本金によって、国内中資機関が資産現金化専用外貨口座内の外貨資金によって国内持分投資を行う場合、外商投資性公司の外貨出資管理原則を参照して取り扱う。
- (2) 外商投資企業が外貨資本金元転により取得した人民元資金を使用して土地払下金を支払う場合、元転業務を取り扱う銀行は企業に対して、国有建設用地払下契約および相応する非税納付通知書等の資料を提出するように要求し、関連する契約、納付通知書および元転・支払先の財政専用口座の間の一致性について厳格に審査しなければならない。非不動産類外商投資企業は元転により取得した人民元資金で非自社用不動産の購入に係る関連費用を支払ってはならない。
- (3) 外商投資企業は外貨資本金元転により取得した人民元資金を委託貸付の実行、企業間貸借金（第三者の立替金を含む）の返済および第三者に転貸した銀行借入金の返済に使用してはならない。外商投資企業が外貨資本金元転により取得した人民元資金で使用済みの銀行貸付（委託貸付を含む）を返済する場合、銀行は元転を行う企業に対して、もとの貸付契約（または委託貸付契約、以下同）、貸付契約に記載した用途と一致している人民元貸付資金の使用に係るインボイス、もとの貸付銀行が発行する貸付実行明細書等の貸付資金の使用が完了していることに係る証明資料を提出するように要求し、併せてコピーを保管して検査に備えなければならない。
- (4) 保証金専用外貨口座に係る管理を改善する。外商投資企業は原則として、外貨資本金元転により取得した人民元資金で各種保証金を支払ってはならない。国内の個人または機関（銀行を含まない）が外商投資企業の外貨資本金による各種保証金の支払を受け取る場合、所在地の外貨管理局に対して、保

証金専用外貨口座の開設を申請することができる。当該口座の受取範囲は「真実の取引背景を有する保証金の預入」であり、支払範囲は「もとの振替口座への戻入」である。銀行は厳格に保証金専用外貨口座の受取・支払範囲に基づき、関連する資金の振替業務を取り扱わなければならない。保証金専用口座内の資金は元転を行ってはならない。

2. 外商投資企業の対外借入に対する管理強化

- (1) 外商投資企業が対外借入を行う場合、その外国側株主の出資金は期日に基づき満額が払い込まれていなければならない。その実際の対外借入可能限度額は、政策の規定に基づいた借入限度額に、外国側株主の出資払込比率を乗じて計算する。
- (2) 外商投資企業による対外債務の延滞および期間延長に係る管理を強化する。外商投資企業による対外債務の借入において延滞が発生し、かつ対外債務変更登記手続を行わなかった場合、外貨管理局は当該企業による新規対外債務の登記申請を暫時、停止する。外商投資企業に係る短期対外債務の借入において延滞および期間延長が発生し、かつ実際の借入期限（当該対外債務の初回引出日から現在の期日または新たに約定した満期日）が1年を超える場合、発生額に基づき当該対外債務を外商投資企業の対外借入限度額のコントロールに組み入れる。

3. 土地保証金口座に係る管理のさらなる規範化

土地使用权の競売を行う場合、規定に基づき保証金専用口座を通して行わなければならない。外国投資家による土地使用权の競売に係る保証金専用口座名称を「土地使用权の競売に係る保証金専用外貨口座」（以下、「土地保証金口座」という）に変更する。当該口座の受取範囲を「入札募集、競売、公示等の方式により土地使用权を譲渡して受け取る外貨保証金の預入」に調整し、支払範囲を「所在地外貨管理局の認可を受けた、外国投資家がその後に設立した外商投資企業の外貨資本金口座へのもとの通貨による振替入金、もとのルートに従った国外への払出、またはもとの振替払出に係る認可書に基づいた、もとの外商投資企業の外貨資本金口座への払戻」に調整する。土地保証金口座内の資金は元転を行ってはならない。

4. 個人資産現金化専用外貨口座に係る管理の改善

国内個人が、外国投資家の譲渡する国内企業の株式またはその他の権益所得を受け取る場合、所在地の外貨管理局に対して資産現金化専用外貨口座（以下、「資産現金化口座」という）の開設を申請しなければならない。銀行が資産現金化口座資金の元転手続を取り扱う場合、相応する株式譲渡の外貨受取に係る外資外貨登記表のコピーを保管しなければならない。

国内個人は相応する資産現金化の収入に係る税金完納証明書に基づき、銀行に対して資産現金化口座資金の元転を申請することができる。国内個人が資産現金化口座資金の元転で取得した人民元を使用して、当該回の資産現金化収入に係る税金を支払う場合、直接、税金納付通知書に基づき元転手続を行うことができ、相応する資産現金化収入に係る税金完納証明書を提出する必要はない。

本通達 は 公布日より実施する。以前の規定と本通達とが一致しない場合、本通達を基準とする。各分局、外貨管理部は速やかに本通達を管轄内の中心支局、支局および銀行に転送しなければならない。執行中に問題があった場合、遅滞なく国家外貨管理局資本項目管理司まで報告すること。

2011年11月9日

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部 佐藤直昭 】

国家外汇管理局

汇发[2011]45号

《关于进一步明确和规范部分资本项目外汇业务管理有关问题的通知》

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局：

为防范跨境资本流动带来的金融风险，促进国际收支基本平衡，根据外汇管理有关规定，现就进一步明确和规范部分资本项目外汇业务管理有关问题通知如下：

一、进一步规范外商投资企业外汇资金支付结汇管理

- （一）外商投资企业不得以外汇资本金结汇所得人民币资金用于境内股权投资。经相关主管部门批准的股权投资类外商投资企业以其外汇资本金、境内中资机构以资产变现账户内的外汇资金进行境内股权投资，参照外商投资性公司的外汇出资管理原则办理。
- （二）外商投资企业以外汇资本金结汇所得人民币资金支付土地出让金的，办理结汇业务的银行应要求企业提交国有建设用地出让合同以及相应的非税缴款通知单等材料，严格审核相关合同、缴款通知单以及结汇支付财政专户之间的一致性。非房地产类外商投资企业不得以结汇所得人民币资金支付购买非自用房地产的相关费用。
- （三）外商投资企业不得以外汇资本金结汇所得人民币资金发放委托贷款、偿还企业间借贷（含第三方垫款）以及偿还转贷予第三方的银行借款。外商投资企业以外汇资本金结汇所得人民币资金偿还已使用完毕的银行贷款（含委托贷款），银行应要求结汇企业提供原贷款合同（或委托贷款合同，下同）、与贷款合同所列用途一致的人民币贷款资金使用发票、原贷款行出具的贷款发放对账单等贷款资金使用完毕的证明材料，并留存复印件备查。
- （四）完善保证金专用外汇账户管理。外商投资企业原则上不得以外汇资本金结汇所得人民币资金交付各类保证金。境内个人或机构（不含银行）接收外商投资企业以外汇资本金交付的各类保证金，可向所在地外汇局申请开立保证金专用外汇账户。该账户的收入范围为“存入具有真实交易背景的保证金”；支出范围为“退回原划入账户”。银行应严格按照保证金专用外汇账户收支范围办理相关资金划转业务。保证金专用账户内资金不得结汇。

二. 加强对外商投资企业对外借款的管理

- (一) 外商投资企业对外借款，其外方股东出资须按期足额到位，其实际可对外借款额度按政策规定的借款额度上限乘以外方股东出资到位比例进行计算。
- (二) 加强对外商投资企业逾期及展期外债的管理。外商投资企业借用外债发生逾期且未办理外债变更登记手续的，外汇局暂停受理其新借外债的登记申请。外商投资企业借用的短期外债发生逾期或展期，且实际借款期限（自该笔外债的首次提款日至当前日期或新约定的到期日）超过 1 年的，按发生额将此笔外债纳入外商投资企业对外借款额度控制。

三. 进一步规范土地保证金账户管理

竞标土地使用权应按规定通过保证类专用账户进行。外国投资者竞标土地使用权的保证类专用账户名称变更为“竞标土地使用权的保证类专用外汇账户”（以下简称土地保证金账户）。该账户的收入范围调整为“存入以招标、拍卖、挂牌等方式转让土地使用权所收取的外汇保证金”；支出范围调整为“经所在地外汇局核准将原币划转至外国投资者后续成立的外商投资企业外汇资本金账户、按原路径汇出境外，或凭原划出核准件划回原外商投资企业的外汇资本金账户”。土地保证金账户内资金不得结汇。

四. 完善个人资产变现专用外汇账户管理

境内个人收取向外国投资者转让所持境内企业股份或其他权益所得的，应向所在地外汇局申请开立资产变现专用外汇账户（以下简称资产变现账户）。银行办理资产变现账户资金结汇时，应留存相应的转股收汇外资外汇登记表复印件。

境内个人可凭相应资产变现收入完税凭证向银行申请办理资产变现账户资金结汇。境内个人以资产变现账户资金结汇所得人民币支付本次资产变现收入税款的，可直接凭缴税通知书办理结汇，无须提供相应的资产变现收入完税凭证。

本通知自发布之日起实施。以前规定与本通知不一致的，以本通知为准。请各分局、外汇管理部尽快将本通知转发至辖内中心支局、支局和银行。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反馈。

二〇一一年十一月九日

国家外汇管理局

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。